

下呂市告示第 105 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

下呂市長 山 内 登